

川崎市立川崎病院院内運営会議運営要綱

(目的及び設置)

第1条 川崎市病院事業経営会議要綱第5条に基づき、川崎市立川崎病院内に院内運営会議（以下「会議」という。）を設置する。

(構成)

第2条 会議は、議長及び委員をもって構成する。

2 議長は、院長をもってあてる。

3 委員は、別表1に掲げる者をもってあげる。

(会議)

第3条 議長は会議を総務する。

2 議長に事故があるときは、予め議長の指定する委員がその職務を代理する。

3 会議は原則として月2回定期的を開催する。

4 議長が必要と認めるときは、臨時会を招集することができる。

(協議事項)

第4条 会議は次の各号に掲げる事項について協議する。

(1) 病院運営に関する重要事項に関すること。

(2) 病院経営改善の対策に関すること。

(3) その他協議を必要とする事項。

(庶務)

第5条 会議の庶務は庶務課庶務係において処理する。

(その他)

第6条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

別表 1

院長・副院長・事務局長・各診療科部長・看護部長・放射線科主幹・検査科
主幹・薬剤科長・食養科長・庶務課長・医事課長